

平成25年度 第24回庁議要旨

日時：平成26年3月26日（水）
午前9時00分～
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市夜間急患センター再建基本計画の策定について（健康部）【継続審議分】

夜間急患センターは、東日本大震災で甚大な被害を受け、平成23年12月から仮設の建物で診療を行っている。

急患センターの再建に向け、庁内に「建設調整会議」を、さらに、学識経験者・民間を含めた「建設検討委員会」を設置して審議していただき、平成25年5月29日に提言が提出されたことから、検討委員会の提言を尊重し、住民ニーズに対応した新しい急患センターを建設するため、基本計画を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 基本理念等

(ア) 基本理念

「初期救急医療としてのセーフティネットを目指して」

- 休日・夜間の急病への不安を解消し、市民の安全と安心を提供する。
- 小児救急をはじめとする初期救急患者に迅速に対応し、的確な医療を提供する。
- 地域の医療機関との緊密な連携・協力のもとに円滑な診療を行い、信頼できる初期救急医療を目指す。

(イ) 急患センターの使命と役割

急患センターは、石巻地域で唯一の夜間における初期救急医療機関として重要な役割を担っており、地域の医療機関との機能分化、連携強化を図ることで、石巻地域における切れ目のない医療の提供により、石巻市民はじめ周辺住民に生命の安全と安心を提供する使命を持つ。

イ 再建整備の基本方針

(ア) 二次・三次（高次）救急医療機関との連携・サポート体制の構築

(イ) 高まる休日昼間の診療と小児科救急のニーズへの対応（「夜間・休日急患センター」として再建）

(ウ) 防災・災害対策への十分な対応

ウ 施設の概要

(ア) 施設の性格 一次（初期）救急医療施設

(イ) 施設の規模 休日の昼間の診療を考慮し、待合室や2診療体制を組むこともできる適切な規模で建設する。

(ウ) 診療体制 ① 診療科目；内科・外科・小児科の3科目 ② 病床数；無床

エ 施設の整備計画・施設整備方針

(ア) 建設予定地選定の考え方

建設地については、検討委員会からの「提言」を尊重し、二次・高次救急医療機関との連携の容易性、施設利用者の利便等に留意しながら選定した。

(イ) 施設整備予定地

- a 場所 石巻赤十字病院敷地内（石巻市蛇田字西道下71番地）現行の石巻赤十字病院の増設棟と既存棟の連絡通路部分の正面側の残地
- b 敷地面積 約500㎡（予定）
- c 選定理由 石巻地区の一次から三次までの救急医療の集約化が図られ、医師の確保や医療資源の効率運用が可能となり、住民にとって理想的な救急体制が構築できる。

(ウ) 施設の規模

○新石巻市夜間急患センター概要（概算）

敷地面積	約500㎡	
建物面積	1階	約400㎡
	2階	約300㎡
	計	約700㎡

(2) 今後の予定

- ア 平成26年3月末 石巻市夜間急患センターの再建に関する基本協定締結・基本計画策定
- イ 平成26年7月～平成27年3月 基本設計・実施設計
- ウ 平成27年6月～平成28年6月 建設
- エ 平成28年7月 開設（目標）

2 東日本大震災により被災した介護保険被保険者に係る利用者負担額等の免除について（健康部）

東日本大震災に伴う介護サービスの利用者負担額等の免除措置については、昨年3月まで国の財政支援を受けて実施してきたが、被災した要介護者（要支援者）においては、いまだに震災の影響で経済的に困難な状況が続いている方が多くいることから、当該被保険者の経済的な負担軽減を図ることを目的として、介護保険サービス利用者負担額等の免除を実施するもの。

(1) 主な内容

- ア 介護保険サービス利用者負担額等免除対象者
 - (ア) 大規模半壊以上かつ住民税非課税世帯
 - (イ) 主たる生計維持者が死亡又は行方不明の世帯であった者かつ住民税非課税世帯
- イ 免除期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(2) 今後の予定

- ア 東日本大震災に伴う介護保険サービス利用者負担額等の免除に関する要綱の一部改正
- イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

[報告事項]

1 復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更計画の認定について（復興政策部・建設部）

平成25年4月26日付け宮城第24号で認定された復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）について、宮城県が建設した県派遣職員用宿泊施設（宮城県石巻仮設職員寮）を新たに対象施設として追加するとともに、事業期間に係る誤記

を訂正するため、同計画を変更したものを。

(1) 主な内容

ア 本市応急仮設建築物について、行政庁舎、仮設校舎、診療所、病院、臨時交番、市場施設、仮設店舗、薬局、コミュニティ施設、宿泊施設、郵便局の37施設に、「宮城県石巻仮設職員寮」2施設を追加し、39施設とした。

イ 日本赤十字社石巻赤十字病院仮設病棟及び雄勝郵便局の応急仮設建築物活用事業の期間の始期に誤記があったことから、併せて訂正した。

2 復興推進計画「宮城県民間投資促進特区(ものづくり産業版)(認定番号:宮城第1号)」の変更認定について(産業部)

「宮城県民間投資促進特区(ものづくり産業版)」については、都市計画法上の用途地域における「工業専用地域」及び「工業地域」、「準工業地域」を基本とし、既存事業所が集積している地域を税制特例の受けられる「復興産業集積区域」として設定し、平成24年2月9日に国の認定を受けた。

その後の復興事業の進捗状況や当初計画時からの土地利用の変化、事業者の復旧状況等を勘案し、「復興産業集積区域」を拡充する必要が生じたため、計画を変更したものを。

(1) 主な内容

以下の区域を復興産業集積区域として拡充することで宮城県及び県内12市町と共同で復興推進計画の変更認定を申請し、認定を受けた。

区域番号	地区名	区分	追加等箇所
石巻-2	湊・水産加工団地地区	追加	湊字須賀松、八幡町一～二丁目の一部、湊町一～三丁目の一部、吉野町一～三丁目
石巻-16	味噌作地区	新規	雄勝字味噌作の一部
石巻-17	雄勝地区	新規	雄勝字寺、雄勝字小渕、雄勝字船戸神明、雄勝字折下、上雄勝三丁目の各一部
石巻-18	唐桑地区	新規	雄勝字呉壺の一部
石巻-23	須江地区	追加	須江字畳石前、須江字相野佐野、須江字寺前、須江字沢尻の各一部
石巻-42	栄田地区①	新規	渡波字栄田の一部
石巻-43	栄田地区②	新規	渡波字栄田の一部

3 復興推進計画「石巻まちなか再生特区(認定番号:宮城第4号)」の変更認定について(産業部)

石巻まちなか再生特区については、特色ある中心市街地の復興を図るため、「石巻市中心市街地基本計画」で定める区域を復興産業集積区域として設定し、税制の特例措置が講じられるよう、平成24年3月23日に国の認定を受けた。

復興推進事業を実施する予定である株式会社街づくりまんぼうが特例を活用して実施する事業が計画認定後の状況の変化により変更が生じ、認定計画には当該事業が位置付けられていないことから計画を変更し、事業を追加したものを。

(1) 主な内容

認定計画に記載している、法第2条第3項第2号のニの復興推進事業に以下の下線部の文言を追加する。

ア 事業の内容

- ・ 被災した地元企業の販路拡大に向け、石巻の地域資源であるマンガを活用した地場産品の高付加価値化を行う。

イ 施行規則第1条のうち、当該復興推進事業が該当する項及び号

- ・ 第1条第5項第1号

ウ 当該復興推進事業において、指定会社が開発、製造、提供等する製品、役務等具体的な内容

- ・ マンガキャラクターを活用した地元企業とのコラボレーション商品の開発
- ・ 開発した商品の販売と消費者の声を商品開発及び改良につなげるアンテナショップ及びオープンギャラリーの開設と運営
- ・ 現存する蔵や歴史ある建物の保存、本市に伝わる歴史や文化記録の保存・展示などの実施により、「見て」、「触れて」、地域の歴史や特性を感じられる施設の運営及びこれらに関連するイベントの開催

以上